

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市多面的機能支払事業交付金
補助事業等の目標	多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号。以下「要綱」という。）に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにする。また、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする。
補助事業等の対象者	市が広域協定（要綱別紙 5 に定める協定をいう。）を認定した広域活動組織（要綱別紙 5 に定める組織をいう。以下同じ。）又は市が農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条に掲げる事業計画を認定した活動組織（要綱別紙 6 に定める組織をいう。以下同じ。）
補助対象経費	広域活動組織又は活動組織が実施した要綱第 4 の 1 に規定する農地維持活動及び要綱第 4 の 2 に規定する資源向上活動に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	農地維持支払：要綱別紙 1 第 6 に基づき算定された額 資源向上支払：要綱別紙 2 第 6 に基づき算定された額 国庫補助事業につき、上記の額の 1/2 を国が、1/4 ずつを県と市が交付する。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 26 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 国庫補助事業が終了するまで継続して補助する必要があるため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	この交付金は、市が県補助金（国費含む）の交付を受け、広域活動組織又は活動組織に支払う。
提出書類	

	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
<b>担当部署</b>	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成 26 年 7 月 31 日 制定

平成 27 年 5 月 11 日 一部改正

平成 30 年 11 月 7 日 一部改正（平成 30 年 11 月 7 日 施行）